

令和5年度 高知県防災関連製品認定制度 申請募集のご案内

高知県防災関連製品認定制度とは

高知県の企業による技術・ノウハウから生み出された防災関連製品・技術を、品質や安全性等の観点で審査を行ったうえで、「高知県防災関連登録製品」として認定し、「メイド・イン高知」の製品・技術として、ホームページやセレクトブックへの掲載等を通じて、国内外にその情報を発信しています。

高知防災モノづくりセレクトブックへの掲載

メリット①

防災関連業交流会が発行している「高知防災モノづくりセレクトブック」や「減災カタログ」に製品情報を掲載し、県内外の各機関やイベント等で配布しています。

また、(公財)高知県産業振興センター東京営業本部、名古屋事務所、大阪事務所の外商コーディネーターが主体となり、防災関連製品の調達を検討している県外自治体や企業へのPRに活用しています。外国版のセレクトブック等も作成しており、海外でのイベント等でのPRも行っています。



高知防災関連製品ポータルサイトへの掲載

メリット②

高知県防災関連製品ポータルサイトは、防災関連製品について知っていただくためのサイトで、「備える」「逃げる」「生きる」といったシーンごとや、ジャンル、活用場所を指定して、それらの条件に合った製品・技術を検索することができます。

また、セレクトブック同様、英語・中国語のサイトも作成しており、海外へもPRすることが可能です。



高知県新事業分野開拓者認定制度・高知県モデル発注制度

メリット③

県では、「高知県新事業分野開拓者認定制度」(物品対象)、「高知県モデル発注制度」(土木技術・工法対象)を設け、必要に応じて優先的に発注を行い、受注実績を作ることにより、企業が行う外商活動を支援するとともに、ユーザーの立場として使用後の評価を行う制度を実施しております。(本制度は県での購入を確約するものではありません。)

防災関連製品を本制度に申請する条件として、防災関連登録製品としての認定が必要になります。

募集期間

令和5年度 第2回募集 令和5年7月24日(月)～9月20日(水)

※募集の詳細については、裏面をご覧ください

1. 対象となる製品

県内に本社又は当該製品の製造に係る事業所を有する個人事業主、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体が、製造又は開発した防災関連の製品、技術であること。

2. 募集期間

令和5年7月24日(月)～9月20日(水)17:00必着

3. 応募方法

次の書類を記載し、下記の提出先へ持参若しくは郵送してください。

- ①提出書類：高知県防災関連製品認制度に係る認定申請書
- ②提出部数：1部
- ③添付書類：次の書類を各1部ご提出ください。
 - ア 企業・製品のパンフレット、企業ホームページでの掲載内容の写し、写真、試験データ等、応募する製品の概要や補足説明の資料
 - イ 県税を滞納していないことの証明書
 - ウ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書※申請者が高知県の入札参加資格者として登録を受けている場合は、上記イ・ウの書類は添付を省略できます。

* 必要に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合があります。また、ご提出いただいた認定申請書、参考資料等は返却しませんので、ご了承ください。

詳しくは工業振興課HPをご覧ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150501>

防災関連製品の開発等をお考えの皆様へ

○高知県防災関連産業交流会

- ・防災に関するセミナーや個別相談会、防災製品の市場動向やニーズ等を学ぶワーキンググループ等を開催しています。
- ・異業種間や防災関連企業との交流による製品情報の共有やマッチングを行っています。

○事業戦略等推進事業費補助金

- ・新たな商品や製品、技術の開発や研究等にかかる経費に活用することができます。(詳細は(公財)高知県産業振興センター 088-845-6600まで)

その他、防災製品に関するご相談は「高知家の防災製品サポートデスク」へご相談ください。

高知県防災関連製品認制度についてのお問い合わせ

【高知家の防災製品サポートデスク】

高知県庁 商工労働部 工業振興課 (高知県防災関連産業交流会事務局)

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL: 088-823-9724 FAX: 088-823-9261